



◆有害な物質で汚染されている土砂等による埋立て等は、県条例で禁止されています。

◆面積が500㎡以上3,000㎡未満の埋立て等を行うときは、市長の許可が必要です。

【用語の意味】

「土砂等」土砂及び土砂に混入し、または付着した物

「埋立て等」埋立て、盛土その他の土砂等の堆積

「小規模特定事業」土砂等による埋立て等を行う区域以外の場所から排出され、または採取された土砂による埋立て等を行う事業であって、その区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満であるもの

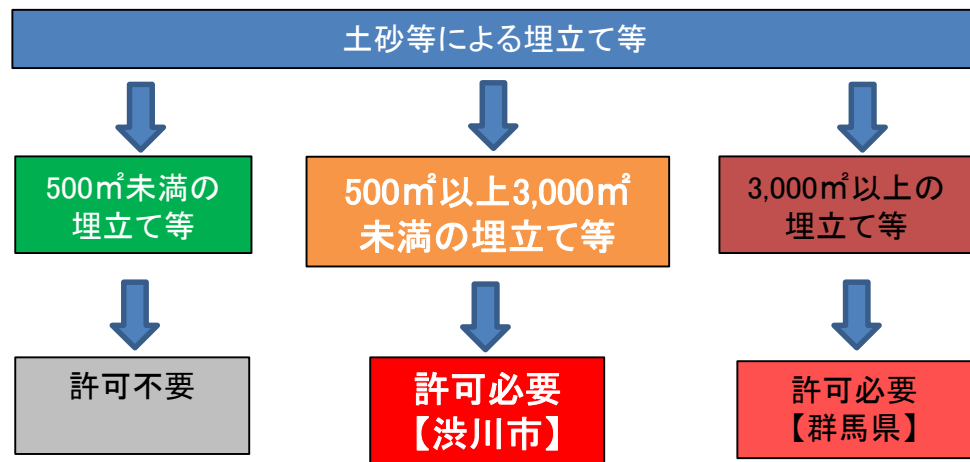
「県条例」群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例

1. 条例制定の背景

建設工事などで排出された土砂等による埋立て等について、有害な物質の混入や堆積された土砂等の崩落が懸念されています。そこで、渋川市では生活環境を保全するとともに、土砂災害の発生を防止するため、「渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」を制定しました。

2. 許可が必要な埋立て等とは？

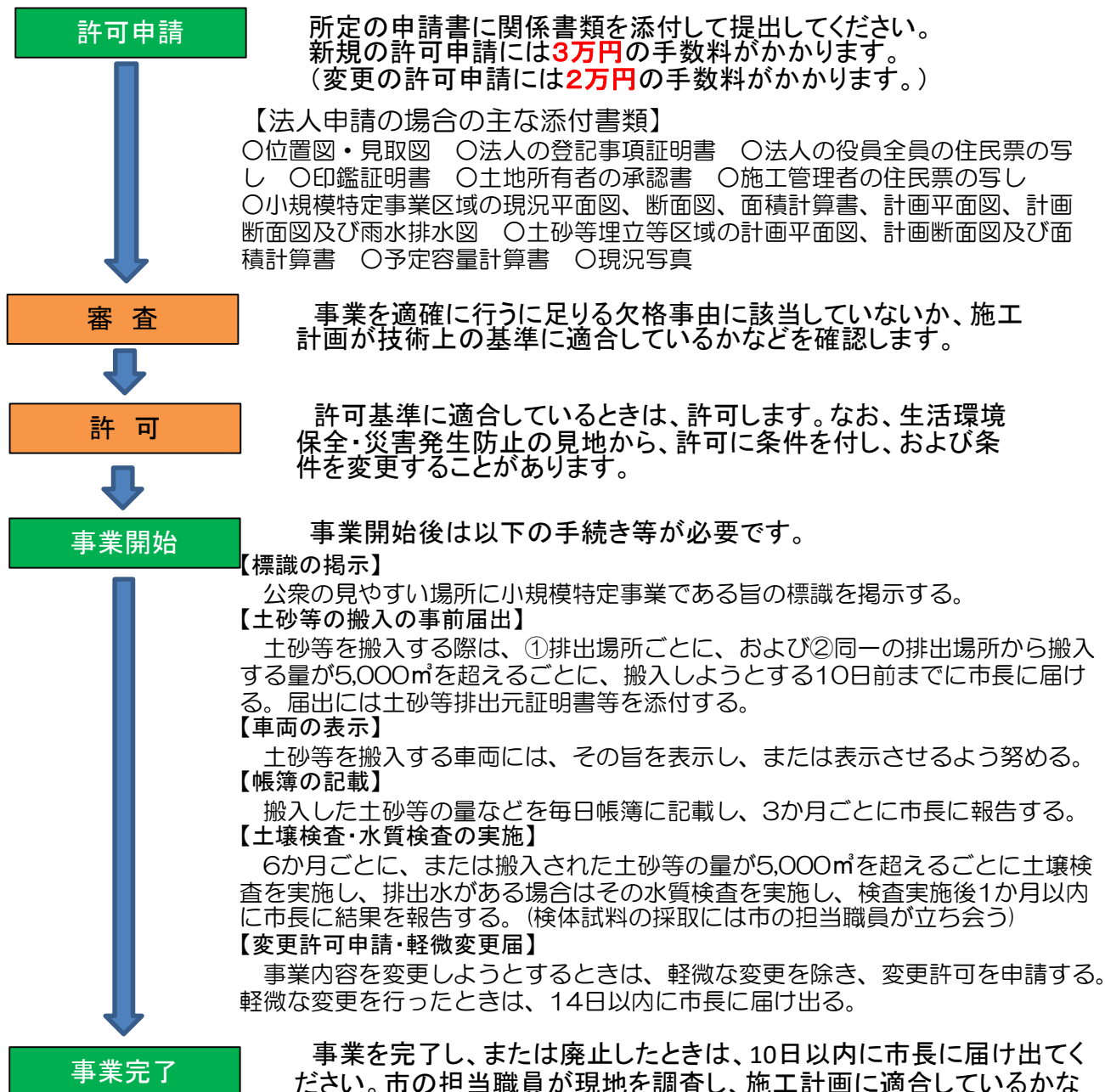
小規模特定事業を行おうとする事業者は、小規模特定事業を行う区域ごとに、市長の許可を受けなければなりません。



【例外的に許可が不要なもの】

- ◆宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、その事業を行う区域から排出され、または採取された土砂等によるもの
- ◆国・地方公共団体等が行う土砂等による埋立て等（委託し、または請け負わせて行うものを含む。）
- ◆法令等の規定による許可その他の処分による土砂等による埋立て等であって規則で定めるもの
- ◆この条例もしくは法令等またはこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う埋立て等
- ◆非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等
- ◆運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う土砂等による埋立て等
- ◆主として自己の居住の用に供する住宅の建築のために行う土砂等による埋立て等
- ◆主として住宅の用に供する土地の開発のために行う土砂等による埋立て等（事前に届出を行った土砂等による埋立て等に限る。）

3. 小規模特定事業手続きの流れ



4. 土砂等を排出する事業者の方へ

土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等が拡散するのを防止するよう努めるとともに、排出する土砂等による埋立て等が適切に行われるように埋立て等を行う事業者に協力してください。

5. 土地の所有者の方へ

埋立て等を行う事業者が自分の土地を提供するときは、土壌の汚染や災害を生じさせるおそれがないことを十分確認した上で提供してください。また、埋立て等の状況を十分把握し、異常や不審な点に気づいたら、直ちに市に通報してください。

6. 小規模特定事業の許可の取消し

- ◆改善命令または措置命令に違反した場合
- ◆偽りその他不正の手段により小規模特定事業の許可または変更許可を受けた場合
- ◆許可を受けた事業者が、暴力団関係者など欠格事由に該当した場合
- ◆小規模特定事業内容を許可を受けずに変更した場合

7. 刑罰が科されることがあります

- ◆措置命令違反、無許可事業、無許可変更
→2年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ◆搬入禁止命令違反、改善命令違反
→1年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ◆搬入事前届出義務違反、地位承継届出義務違反、帳簿記載義務違反など
→50万円以下の罰金
- ◆軽微変更届出義務違反、小規模特定事業完了等届出義務違反、書類等保存義務違反
→30万円以下の罰金